

青森市総合計画 前期基本計画 (素案)

第3分科会 関連部分

目次

3	まち創り	
3-2	安全・安心な市民生活の確保	
3-2-1	交通安全対策の推進	2頁
3-2-2	地域防犯対策の推進	3頁
3-2-3	安全・安心な消費生活の確保	4頁
3-3	ユニバーサル社会の形成	
3-3-1	男女共同参画の推進	7頁
3-3-2	互いを尊重し支え合う社会の形成	8頁
3-3-3	平和意識の醸成	9頁
4	やさしい街	
4-1	保健・医療の充実	
4-1-1	心身の健康づくりの推進	12頁
4-1-2	感染症対策の充実	15頁
4-1-3	地域医療の充実	16頁
4-2	高齢者福祉の充実	
4-2-1	地域包括ケア・生きがいつくりの推進	18頁
4-2-2	適正な介護サービスの提供	20頁
4-3	障がい者福祉の充実	
4-3-1	障がいのあるかたの地域生活支援の充実	22頁
4-3-2	障がいのあるかたの自立した生活の確保	24頁
4-4	暮らしを支える福祉の充実	
4-4-1	地域福祉の充実	26頁
4-4-2	生活困窮者の自立支援	27頁
6	かがやく街	
6-2	快適な生活環境の確保	
6-2-3	衛生的な生活環境の確保	32頁

3-2 安全・安心な市民生活の確保

現状と課題

《交通事故の状況》

- 近年、交通事故の発生件数自体は減少傾向となっているものの、高齢化の進展に伴い、高齢者が被害者または加害者となる事故が顕著となっています。

《防犯対策の状況》

- 刑法犯認知件数は減少してきているものの、犯罪の巧妙化・悪質化による被害が社会的な問題となっています。
- 地域の安全・安心を守る地域防犯活動団体の担い手の減少・高齢化が進んでいます。

《消費生活の状況》

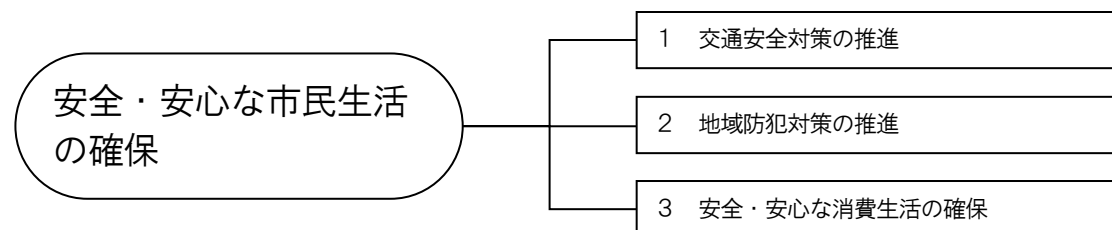
- 悪質商法などの消費生活に関するトラブルが高度化・多様化しており、年間 1,300 件以上の消費生活相談があります。

基本方向

幼児から高齢者までの各世代に応じた交通安全意識の啓発と市民の参加・協働による交通安全活動を推進するとともに、交通安全施設等の充実を図ります。

また、地域防犯活動団体の担い手を確保するとともに、防犯に関する広報活動や警戒活動等を展開し、地域の防犯意識の高揚を図るほか、消費者の安全・安心の確保のため消費者教育・啓発活動を推進します。

施策の体系



3-2-1 交通安全対策の推進

幼児から高齢者までの各世代に応じた交通安全意識の啓発と市民の参加・協働による交通安全活動を推進するとともに、交通安全施設等の充実を図ります。

主な取組

《交通安全意識の普及啓発》

- 地域・学校・関係団体などと連携を図り、効果的な機会を捉えながら、幼児から高齢者までの各世代に応じた啓発活動を展開し、交通安全意識の普及啓発を図ります。
- 高齢者が被害者または加害者となる交通事故の減少に向け、高齢者に対する交通安全指導をはじめとする安全対策の充実を図るとともに、加齢や病気などを理由に運転に不安を感じる人などが自主的に返納することができる、「運転免許自主返納制度」の周知を図ります。
- 交通事故による被害を最小限に抑えるため、シートベルト及びチャイルドシートに関する正しい知識や認識の普及啓発を図ります。
- 自転車利用者による交通事故を防止するため、「自転車は、車道が原則、歩道は例外」などの自転車安全利用五則*に基づき、自転車利用者の交通ルールの遵守、マナー向上を図ります。

《交通安全活動の推進》

- 市民や事業者、行政などが連携し、市民が主体となる交通安全運動を推進します。
- 子どもと高齢者を交通事故から守るため、地域と行政が連携した交通安全活動を促進します。

《交通安全施設等の充実》

- 関係機関・団体などと連携し、信号機やロードミラーをはじめとする交通安全施設などの必要性に応じた整備の促進を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
交通安全運動参加者数 交通安全運動に参加した市民の人数及び啓発した市民の人数	15,526 人 (2017 年度)	
交通事故による死傷者数 交通事故による年間の死傷者数	952 人 (2017 年)	

※[自転車安全利用五則]

平成 19 年 7 月 10 日付け中央交通安全対策会議交通対策本部(内閣府)で決定された自転車の通行ルール

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

3-2-2 地域防犯対策の推進

地域防犯活動団体の担い手を確保するとともに、防犯に関する広報活動や警戒活動等を展開し、地域の防犯意識の高揚を図ります。

主な取組

《地域防犯意識の高揚》

- 地域内での効果的な防犯対策などの情報共有を通じ、注意を喚起するなど、地域の防犯に関する広報活動や警戒活動を展開します。
- 地域住民相互の声掛けや見守りなど、自主的な防犯活動を行う地域団体や、町(内)会の活動を促進します。

《地域防犯体制の充実》

- 防犯灯の設置・管理などにより、地域の防犯対策を支援するとともに、地域や事業者、行政が連携した防犯体制を構築します。
- 広報活動や警戒活動等の地域安全活動を行っている地域防犯活動団体を支援します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
犯罪発生件数 刑法犯の認知件数	1,163件 (2017年)	

3-2-3 安全・安心な消費生活の確保

消費者教育・啓発活動を推進するとともに、消費者の安全・安心の確保を図ります。

主な取組

《消費者の安全・安心の確保》

- 消費者団体の活動を支援するほか、市民向けの講座などによる知識の普及を通じ、消費者が自らトラブルを回避できるよう、啓発活動を進めます。
- 消費生活に関するトラブルの事例や対策、注意を要する点など、きめ細かい情報を広報紙や市ホームページなどの各種広報媒体で周知するなど、適時適切な情報提供を進めます。
- 青森市民消費生活センターにおいて、トラブルの解決に向けた的確な助言を相談者に行うほか、必要に応じて、事業者とのあっせんや他の機関を紹介するなど、消費生活相談を実施します。
- 多様化・複雑化する消費者問題に対応し、消費者の安全・安心の確保に向けて、地域におけるきめ細かな対応等、消費者団体や関係機関などとの連携強化を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
啓発事業などへの参加者数 消費生活に関する各種啓発事業に参加した市民の人数及び啓発した市民の人数	3,403人 (2017年度)	

3-3 ユニバーサル社会の形成

現状と課題

《男女共同参画の状況》

- 仕事や家庭、地域生活などにおける個人の活動や生き方が多様化する中で、性別による固定的な役割分担意識の解消に向け、男女共同参画意識の醸成を進めていくとともに、職場等における男女共同参画への理解を促進し、女性の一層の社会参画を図っていくことが重要となっています。

《互いを尊重し支え合う社会の状況》

- 誰もが互いを尊重し、支えあい、地域で安心した暮らしができる環境づくりが重要となっています。
- 本市には、さまざまな国籍の人が約900人居住しており、また、近年の外国人観光客の増加などにより、街で外国人を見かけることや、学校・地域社会でも異文化に接する機会が増えています。
- 本市に在住するすべての人が、互いの文化や習慣の違いを認め合い、共に生きる多文化共生のまちづくりを進めることが重要となっています。
- 近年、DV、児童虐待及びインターネット上のいじめなどが増加傾向にあります。

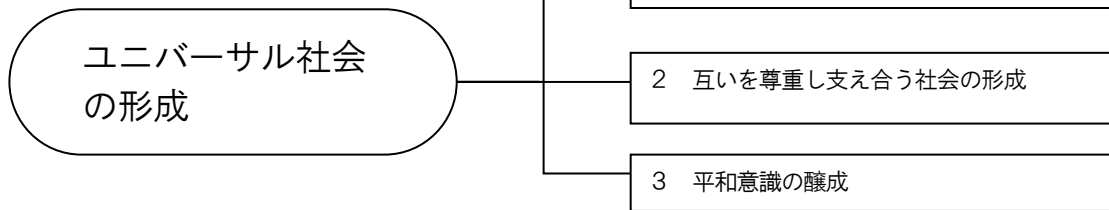
《平和意識の状況》

- 戦争を知る世代が減少する中で、平和意識の醸成を図るとともに、青森空襲があったという事実を風化させないため、平和の大切さを継承していくことが重要となっています。

基本方向

全ての人々が互いに支え合いながら対等に参画できる、男女共同参画社会の形成を促進します。また、年齢、国籍、障がいの有無等に関係なく、誰もが社会の一員として互いを尊重し、認め、支え合い、共に生きる社会の形成を図るとともに、平和の尊さを若い世代に伝えていきます。

施策の体系



3-3-1 男女共同参画の推進

全ての人互いに支え合いながら対等に参画できる、男女共同参画社会の形成を促進します。

主な取組

《総合的かつ計画的な推進》

- 男女共同参画社会の実現を図るため、『青森市男女共同参画推進条例』に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

《男女共同参画意識の醸成》

- 男女共同参画プラザ(カダール)や働く女性の家(アコール)を拠点に、情報発信や啓発活動を行うとともに、「アンジュール」などの情報誌をはじめとする多様な媒体を通じて、男女共同参画に関する理解を促進します。
- 幼児・義務教育や家庭教育などを通じて、子どもの頃からの男女共同参画意識を育みます。
- 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等に係る個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるようワーク・ライフ・バランスの意義を周知するとともに、その実現に向け企業や各種団体に働きかけを行います。
- 女性の採用・登用などの積極的な取組(ポジティブ・アクション)について、関係機関と連携し企業や各種団体に働きかけを行います。

《男女共同参画に向けた支援》

- 男女共同参画の推進に取り組む団体と連携のもと、社会活動における男女共同参画の促進を図るため、男女共同参画プラザ(カダール)や働く女性の家(アコール)において、各種情報や活動の場を提供するなど、活動団体を支援します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
市の附属機関における女性委員の割合 法律又は条例の定めにより設置された市の附属機関の委員に占める女性の割合	20.03% (2018年4月現在)	

3-3-2 互いを尊重し支え合う社会の形成

年齢や国籍、障がいの有無等に関係なく、誰もが社会の一員として互いを尊重し、認め、支え合い、共に生きる社会の形成を図ります。

主な取組

《ノーマライゼーションの推進・人権擁護の推進》

- 障がいのある人とない人が交流することができる機会の確保や、小・中学生を対象とした「福祉読本」の活用、人権啓発に関するリーフレットの配布などを通じた啓発活動により、ノーマライゼーション理念と人権意識の普及啓発を図るとともに、人権擁護委員による人権相談窓口を開設し、市民の人権擁護に努めます。
- 子ども・高齢者・障がい者に対する虐待及びインターネット上のいじめ、配偶者などへの暴力、性的マイノリティに関する理解不足など、多様化する人権問題に適切に対応するため、関係機関と連携し、人権意識の普及啓発を図るとともに、相談体制の充実を図り、あらゆる暴力を許さない環境づくりを推進します。
- 高齢者や障がい者などが安全かつ快適に暮らすことができるよう、日常生活圏などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進します。
- 外国人住民に対する市民サービスや防災情報などの多言語化をはじめとする生活支援や、地域活動の情報提供などを通じた社会参加の促進を行うことにより、外国人住民が地域社会の構成員として安心して暮らせる環境づくりを推進します。
- 市民に対する多文化共生の意識啓発を行うとともに、市民団体や関係機関と連携して実施するイベントなどを通じ、外国人住民との交流促進を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
地域における交流事業開催数 地域活動支援センター施設開放（交流事業）の開催数	364回 (2017年度)	

3-3-3 平和意識の醸成

平和の尊さを、市民、特に若い世代に伝えていきます。

主な取組

《平和意識の普及啓発》

- 「青森市平和都市宣言」及び「非核・平和のまち宣言」に込められた平和への決意・願いを具現化し、次世代に平和の大切さを継承していくために、継続的に平和施策に取り組みます。
- 先の大戦の戦没者を悼む機会などを通じて平和の尊さを市民に伝え、関係団体と連携しながら平和意識の醸成を図ります。
- 平和に関する学習を通じて平和の尊さに対する子どもたちの理解を深めます。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
平和関連事業に参加する中学校数 平和・防災学習事業に参加した市立中学校	4校 (2018年度)	

4 やさしい街

4-1 保健・医療の充実

現状と課題

《健康づくりの状況》

- 本市の平均寿命は、2015年では男性78.9歳、女性85.7歳と、ともに全国市区町村の中でも依然下位に位置する状況にあります。
- 三大死因である、がん、心疾患、脳血管疾患による死亡率、及び糖尿病による死亡率が、全国と比較して高い状況で推移しています。
- 本市の自殺による死亡率は、全国と比較して高い状況でしたが、2007年から減少傾向にあり、2017年は16.3と全国と同程度となっています。年齢別では、男性では働き盛り（35～64歳）世代、女性では60歳以上の割合が多い状況にあります。
- 難病患者に関する相談件数は2016年は216件、2017年は262件と増加しています。

《感染症対策の状況》

- 感染症の予防やまん延防止に向けて、迅速かつ的確に対応することが重要となっています。
- 本市の結核罹患率は、東北地方の中でも高い状況にあり、結核患者の約7割は65歳以上のかたで占められています。

《地域医療の状況》

- 二次救急医療機関で軽症者や初期救急患者が受診している実態があります。

用語解説

※自殺による死亡率

人口10万人当たりの自殺者数。

※二次救急医療機関

入院や手術を要する救急医療を担う医療機関。

基本方向

市民の更なる健康寿命の延伸に向け、市民総ぐるみでヘルスリテラシーの向上を図り、生活習慣病の予防と各種健康診査・がん検診等の受診率向上等に戦略的に取り組むとともに、自殺の予防を含めたこころの健康づくりを進めます。

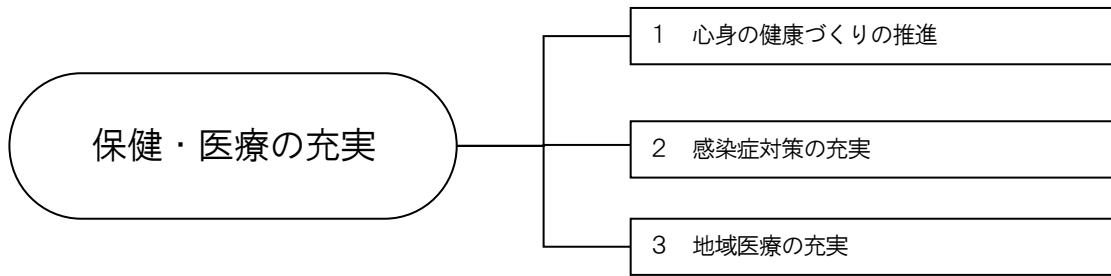
また、感染症の予防とまん延防止対策を進めるとともに、必要なときに安心して適切な医療を受けることができる環境づくりを進めます。

用語解説

※ヘルスリテラシー

健康に関する正しい知識を身につけ、活用していく力。

施策の体系



4-1-1 心身の健康づくりの推進

市民の更なる健康寿命の延伸に向け、市民のヘルスリテラシーの向上を図り、生活習慣病の予防と各種健康診査・がん検診等の受診率向上等に戦略的に取り組むとともに、自殺の予防を含めたこころの健康づくりを進めます。

主な取組

《市民のヘルスリテラシーの向上》

- 市民の更なる健康寿命の延伸に向け、保健・医療の関係団体、地域関係団体、学校、企業・事業所、行政等が連携し、地域・職域で健康づくりを推進する人材の育成等を図りながら、市民総ぐるみの健康づくり運動を推進します。
- 医師や歯科医師、薬剤師、保健師、栄養士などによる健康教育や、健康づくりを推進する人材等と連携した健康づくり活動を通じ、ヘルスリテラシーの向上を図ります。

《生活習慣病の予防》

- がん、高血圧、肥満・糖尿病、喫煙等、市民の健康に影響を及ぼす要因について、健康データ等の分析から健康課題を見える化し、体系的な予防戦略に取り組みます。
- 糖尿病などの生活習慣病の発症予防と重症化予防に向け、健康診査等の結果を正しく理解し、生活習慣改善に向けセルフケアができるよう、わかりやすい保健指導を行うとともに、市医師会等と連携のもと、糖尿病重症化リスクの高い医療機関未受診者等を早期に医療機関の受診につなぐ保健指導を行ないます。
- 市民が子どもの頃から生涯を通じて健康的な食習慣づくりに主体的に取り組めるよう、地域における食生活改善のための取組の支援や、飲酒に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、食生活改善の推進に携わる人材の育成を通じて、バランスのとれた食の普及啓発を推進します。
- 市民の主体的な運動習慣づくりを促進し、身近な地域で気軽に運動に取り組める機会づくりや健康づくりを推進する人材等による運動の場づくりへの支援を行うとともに、専門的指導のもとに体力等に応じたトレーニング環境を提供します。
- 生涯を通じた歯・口腔の健康づくりを進めるとともに、生活習慣病予防のための歯周病対策を進めます。
- たばこの害と健康への悪影響に関する正しい知識の普及啓発を進め、職域等と連携した禁煙支援を強化するとともに、関係団体等と連携し、受動喫煙防止対策を推進します。

《各種健康診査・がん検診等の受診率の向上》

- メタボリックシンドロームを予防し、生活習慣の改善を図るため、特定健康診査の重要性を啓発し、受診率の低い地区や未受診者、特定の年齢などにターゲットを絞った受診勧奨により受診率向上を図ります。
- がんの早期発見・早期治療を図るため、各種がん検診の重要性と必要性について啓発を進め受診勧奨を行うとともに、がんの好発年齢などにターゲットを絞った受診勧奨により、受診率向上に努めます。また、要精密検査者に対する受診勧奨を徹底します。

- 市民主体の健康づくり活動を通じた健診・検診の受診勧奨や、事業者等と連携し健診・検診受診の啓発を図るとともに、各種健康診査とがん検診のセットの健診や土日の健診・検診の実施など、受診しやすい環境づくりを推進します。

《こころの健康づくり》

- こころの健康を保つため、市民が自身のこころの健康に関心をもち、上手にセルフケアができるようストレスへの対処法等について広く情報提供を行います。
- 自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、ゲートキーパーの役割を担う人材の確保や、相談窓口の周知、相談支援の充実を図ります。
- 精神保健福祉士や保健師を関連窓口に配置するなど、市民がより身近なところで精神保健福祉に関する相談ができる体制の充実を図ります。

用語解説

※ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

《難病患者の支援》

- 難病に関する理解を深めるため、関係機関・団体と連携し、正しい知識の普及啓発を進めるとともに、難病患者や長期にわたり療養を必要とするかた、その家族の療養上の不安の軽減を図るため、専門医による医療相談や保健師等による訪問指導など、相談支援体制の充実を図ります。
- 難病患者などが地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉などの関係機関と連携し支援します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
がんの標準化死亡比（男性） 全国水準（100）と比較した本市のがんの死亡比	124.7 (2016年)	***
がんの標準化死亡比（女性） 全国水準（100）と比較した本市のがんの死亡比	122.2 (2016年)	***
特定保健指導対象者の減少率 メタボリックシンドローム該当者及び予備群者の減少の割合（2008年度比）	△27.0% (2016年度)	***

特定健診受診者の喫煙率 特定健診受診者のうち喫煙している者の割合	13.7% (2017年度)	* * *
自殺者の割合 人口10万人当たりの自殺による死亡率	16.3 (2017年)	* * *

4-1-2 感染症対策の充実

感染症の予防とまん延防止対策を進めます。

主な取組

《感染症の予防対策》

- 結核の予防及びまん延の防止のため、結核の正しい知識の普及啓発を推進するとともに、結核の定期健康診断を実施します。
- 年齢に応じた各種定期予防接種を実施し、感染症の予防を推進します。
- 感染症の予防に対する知識の普及啓発を図るため、健康教育や研修会などを実施します。

《感染症のまん延防止対策》

- 感染症の検査・検診を実施し、早期発見・早期治療につなげ、まん延防止に努めます。
- 感染症が発生した場合には、医療機関などとの連携のもと、発生状況やまん延の状態などを把握し、適時適切な情報提供を図り、迅速かつ的確な対応に努めます。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
結核罹患率 人口10万人当たりの結核発病者の割合	13.1 (2017年)	***
麻疹・風しん予防接種の接種率 第2期予防接種を受けた子どもの割合	95.1% (2017年度)	***

4-1-3 地域医療の充実

必要なときに安心して適切な医療を受けることができる環境づくりを進めます。

主な取組

《持続可能な医療体制の構築》

- 県と連携し、県内自治体病院への勤務を条件として、弘前大学医学部入学生の修学を支援するとともに、高等看護学院での看護師の育成などを通じ、医療従事者の育成・確保対策を推進します。
- 青森市民病院や浪岡病院をはじめとした各医療機関相互の役割分担と連携強化のもと、患者の状態に応じた医療サービスが提供できる医療体制の構築を進めます。
- 老朽化が進んでいる浪岡病院については、救急告示病院としての役割や、現在の診療科機能のもと、建替えを行います。
- 輸血用血液の将来にわたる安定的な確保に向け、献血のPR活動や、若年層に対する献血への深い理解と積極的な参加を促すための啓発活動を推進します。

《適時適切な受診行動ができる環境づくり》

- 市民が適時適切な受診行動を取れるよう、休日や夜間における救急医療施設など、医療機関情報の提供を推進します。
- 市の医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携により、在宅医療の推進を図るとともに、初期医療を担う「かかりつけ医」の普及啓発のほか、「かかりつけ薬局」の活用を進めます。

《救急医療体制の充実》

- 市医師会との連携・協力のもと、休日・夜間の急病センターにおける初期救急医療を推進します。
- 入院救急医療を担う病院群輪番制の適切な運用のほか、初期救急医療から三次（救命）救急医療へと適切に連携できる体制の充実を図ります。
- 応急手当やAEDの使用法の普及啓発に向けた救命講習の実施や、救急救命士の養成などによって、病院に到着するまでの病院前救護体制の充実を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
医師の割合 人口10万人当たりの医師の割合（隔年調査）	221.4 (2016年度)	***

4 やさしい街

4-2 高齢者福祉の充実

現状と課題

《高齢者の状況》

- 我が国の高齢化率は、2017年で27.7%に達し、高齢化が急速に進展しているとともに、平均寿命は、2017年で男性81.09歳、女性87.26歳と年々延び、今後ますます延伸していくことが見込まれています。また、本市の高齢化率は、2017年で29.3%と全国平均よりも高くなっており、2018年10月1日時点では、30.1%とさらに高くなっています。
- 高齢化の進展とともに核家族化が進み、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加しています。

《介護保険の状況》

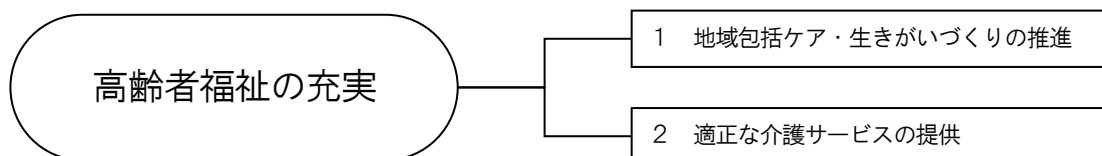
- 要介護等認定者が増加傾向で推移しており、介護保険事業に要する費用は年々増加しています。

基本方向

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができるとともに、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保され、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進めます。

また、介護を必要とする高齢者が介護保険サービスを安心して利用できる環境づくりを進めます。

施策の体系



4-2-1 地域包括ケア・生きがいつくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができるとともに、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保され、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進めます。

主な取組

《地域包括ケアシステムの構築》

- 各日常生活圏域の実情に応じ、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保されるよう、市内 11 の地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域包括支援センターの統括調整を担う基幹型地域包括支援センターとの緊密な連携体制の構築を図ります。
- 地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することができるよう多職種協働により、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、各種相談に適切に対応しながら、日常生活に不安のある高齢者や高齢者を介護する家族などに対する福祉サービスの提供を通じて高齢者の生活を支援します。

《高齢者の尊厳の保持》

- 医療・介護・福祉等のネットワークの構築により、認知症の正しい知識の普及啓発の推進、認知症の早期発見・早期対応のための支援体制の強化など、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症高齢者やその家族を支える地域づくりを推進します。
- 権利擁護意識の啓発活動や地域包括支援センターなどの相談窓口を周知するとともに、成年後見制度の利用促進や市民後見人支援体制の強化を図り、高齢者の権利擁護を推進します。
- 高齢者虐待防止の普及啓発とともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応のため、医療・介護関係者、民生委員・児童委員、警察等の関係団体とのネットワークの構築を図ります。
- 民生委員・児童委員や民間事業者等との連携のもと、支援を必要としている高齢者等を早期に発見し支援を行うとともに、地域社会全体で高齢者等を見守る体制を構築します。

《生きがいつくりの促進》

- 高齢者の就業意欲の向上や就業機会の提供及び生きがいつくりに積極的に取り組んでいる「青森市シルバー人材センター」に対する支援を継続し、高齢者の社会参加を促進します。
- 市営バスなどの利用に対する支援などを通じ、高齢者の外出手段の確保を図り、高齢者が安心して外出し、積極的に社会参加できる環境づくりを推進します。
- 地域の関係団体と連携し、各地域で開催するつどいの場づくりを推進することにより、高齢者と地域とのつながりを維持し、身近な場所で生きがいつくりと介護予防に取り組めるよう支援します。
- 高齢者が地域社会の中で孤立することなく、これまで培ってきた知識や経験を活かし、社会

の構成員の一人として持てる力を十分に発揮し、元気にいきいきと生きがいを持って活躍できるよう、関係団体と連携を図りながら、高齢者の社会参加を促進します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
地域包括ケアのネットワークに加わった関係団体・関係者数 地域ケア会議を通じて地域包括ケアのネットワークに加わった関係団体および関係者の延べ人数	2,071 人 (2017 年度)	***
こころの縁側づくり事業を週1回以上開催している地区社会福祉協議会数 こころの縁側づくり事業「つどいの場」を週1回(年間48回)以上開催している地区社会福祉協議会の数	6 地区 (2017 年度)	***

4-2-2 適正な介護サービスの提供

介護を必要とする高齢者が介護保険サービスを安心して利用できる環境づくりを進めます。

主な取組

《介護サービスの充実》

- 介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、要介護者等の様々なニーズを踏まえ施設・事業所の整備を計画的に進め、介護サービスの充実を図ります。
- 国・県・関係団体等と連携し、介護関連職種への就業や介護従事者に対する研修に関する情報提供などにより、介護従事者の確保及び資質の向上を促進します。

《介護サービスの適正化》

- 介護サービスを必要とする高齢者を適切に認定し、高齢者が真に必要な過不足のないサービスが提供されるよう、介護給付の適正化を図ります。
- 介護サービス事業者に対する指導監督のほか、介護支援専門員に対するケアマネジメントの質を向上させるための研修を実施するなどにより、介護サービスの質の確保・向上を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
地域ケア会議（ケアプラン検証会議）実施率 生活援助の訪問回数の多いケアプランの届出件数のうち、地域ケア会議（ケアプラン検証会議）で検討した件数の割合	*** (2018年度) ※2018年10月からの取組であるため、現時点で実績なし	***

4 やさしい街

4-3 障がい者福祉の充実

現状と課題

《障がいのあるかたの状況》

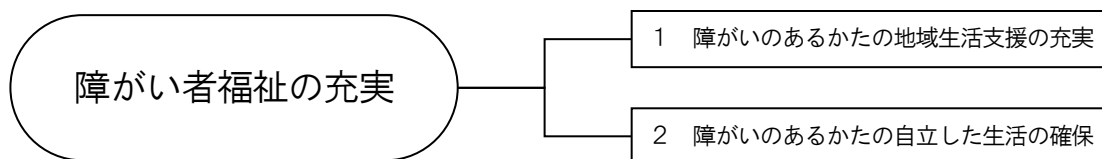
- 本市の障がい者手帳の交付者数は、2017年には17,931人となっており、障がい及び障がいのあるかたに対する市民の理解を深め、障がいのあるかたが地域で安心した暮らしができるよう、障がいのあるかたの特性に応じた、外出や移動、就労など、ニーズに応じた福祉サービスを受けることができる環境づくりが重要となっています。
- 市内の民間企業などで雇用されている障がいのあるかたは増加傾向にありますが、障がいのあるかたの就労意欲が高まっている中、障がいのあるかたの雇用環境づくりが重要となっています。

基本方向

障がい及び障がいのあるかたに対する市民の理解を深め、障がいのあるかたが地域で安心した暮らしができるとともに、ニーズに応じた福祉サービスを受けることができる環境づくりを進めます。

また、障がいのあるかたの就労の促進や雇用率の向上を図り、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進めます。

施策の体系



4-3-1 障がいのあるかたの地域生活支援の充実

障がい及び障がいのあるかたに対する市民の理解を深め、障がいのあるかたが地域で安心した暮らしができるとともに、ニーズに応じた福祉サービスを受けることができる環境づくりを進めます。

主な取組

《障がいのあるかたの権利擁護》

- 「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」に基づき、障がいを理由とする差別等の禁止や、合理的配慮について市民に周知啓発し、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。
- 障がい者の虐待防止のため、青森市障がい者虐待防止センターと関係機関との連携協力により、速やかに対応できる体制を確保するとともに、虐待防止に関する意識啓発を図ります。

《相談支援の充実》

- 関係機関と連携しながら、多様なニーズに対し総合的にサービスを提供できる相談支援体制を構築し、身近な地域で気軽に相談できる体制の充実を図ります。
- 相談支援事業所と保健・医療・福祉・教育などの分野が連携を図り、障がいのあるかたのニーズに合った多様なサービスを総合的・一体的に提供する体制を構築します。

《生活支援の充実》

- 障がいの状況に応じて必要となる日常生活用具や、身体の機能の障がいなどを補う装具に対する支援のほか、居宅介護や短期入所などのさまざまな障害福祉サービスを提供し、障がいのあるかたのニーズや特性にきめ細かく対応した生活支援の充実を図ります。
- 施設入所者などの地域生活への移行を促進するため、施設などと相談支援事業所その他関係機関との連携を強化するほか、障がいに対する理解の促進を図り、地域での生活を支援します。
- 障がいのあるかたが地域で安心して暮らせるよう、サービス提供事業者などと連携しながら、地域における居住支援機能を集約し、地域での生活を包括的に支援する体制の充実を図ります。
- 障がいの早期発見・早期療育を行うとともに、発達障がいや情緒障がいなど障がいのある子どもや家族のニーズを把握し、関係機関との連携のもと、成長段階に応じた相談・支援により、生涯を通じた切れ目のない総合的なサービスの提供を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
<p>障がい者福祉に関する相談者数</p> <p>障害者相談支援事業、障害児等療育支援事業、精神保健相談事業における延相談者数</p>	<p>21,801 人</p> <p>(2017 年度)</p>	<p>***</p>
<p>生活支援のための障がい福祉サービスの利用者数</p> <p>訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）、日中活動系サービス（生活介護、療養介護、短期入所、自立訓練、就労移行・就労継続・就労定着支援）における延利用者数</p>	<p>33,860 人</p> <p>(2017 年度)</p>	<p>***</p>

4-3-2 障がいのあるかたの自立した生活の確保

障がいのあるかたの就労の促進や雇用率の向上を図り、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進めます。

主な取組

《就労の促進》

- 障がいのあるかたのニーズや特性に応じ、就労に必要な知識や能力向上のための訓練、相談などにより一般就労に円滑に移行できるよう支援を行うとともに、企業等に一般就労をした障がいのあるかたの就労継続のための支援を行います。また、一般就労が困難な方については、創作的活動や生産活動などの福祉的就労への支援を行います。
- 国や県などの関係機関との連携のもと、市内企業に向け、障がい者雇用への意識啓発や支援などを行い、障がい者雇用の促進を図ります。
- 障害者雇用促進企業からの物品等の優先調達に努めることにより、障がい者雇用の促進を図ります。

《社会参加の促進》

- 障がいの有無に関わらず誰もが互いに意思を伝え合い、理解し合えるよう、手話言語の普及と広く障がいのある方々の意思疎通の促進を図ります。
- 外出等の支援のためのサービスの提供や、交通手段の利用支援、手話通訳者や要約筆記者の派遣など、障がいの特性に応じた外出時や移動時における支援の充実を図ります。
- 障がい者団体に対する後援等を通じ、各種イベントへの支援により、障がいのあるかたの交流機会の充実を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
民間企業における障がい者の雇用率 青森公共職業安定所管内の障がい者雇用が義務付けられている民間企業における、雇用している従業員数のうち、障がいのあるかたの割合	2.02% (2017年度)	***
社会参加のための障がい福祉サービスの利用者数 行動援護、同行援護、外出介護サービス、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣事業における延利用者数	3,694人 (2017年度)	***

4 やさしい街

4-4 暮らしを支える福祉の充実

現状と課題

《地域福祉の状況》

- 人口減少・少子高齢化の進展や核家族化の進行とともに、地域住民同士のつながりや相互扶助機能が低下しています。
- 町(内)会や民生委員・児童委員などの地域福祉の担い手の高齢化に加え、人材が不足しています。

《生活困窮者の状況》

- 本市の生活保護受給者は、2015年度には8,793人、2016年度には8,676人、2017年度には8,618人と年々減少にあるものの、2017年度の本市の保護率は30.54%となっており、国の保護率16.80%、青森県の保護率23.41%を上回っています。

用語解説

※保護率

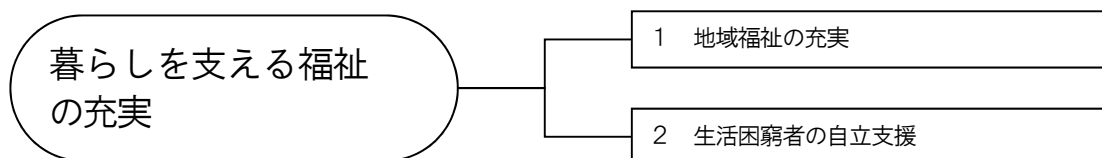
人口1千人当たりの生活保護受給者数のことで、単位は‰(パーミル)を用いる。

基本方向

地域福祉の担い手の育成・確保を進めるとともに、社会福祉協議会やNPO、ボランティアなど多様な主体と連携しながら、地域で共に支え合い、助け合う体制の充実を図ります。

また、関係機関と連携した自立相談支援等を通じて、生活困窮者の自立を促進します。

施策の体系



4-4-1 地域福祉の充実

地域福祉の担い手の育成・確保を進めるとともに、多様な主体と連携しながら、地域で共に支え合い、助け合う体制の充実を図ります。

主な取組

《地域福祉の担い手の育成・確保》

- 地域の実情に応じた福祉サービスの提供のほか、将来を担う子どもたちに対する福祉教育の充実や地域に対する福祉への関心と理解を深める機会の提供などを通じ、地域で支え合う意識づくり、権利擁護意識の向上を推進します。
- 民生委員・児童委員やボランティア団体などの活動について、より深く理解し関心を持ってもらうための情報提供を通じて、地域福祉を担う人材の育成・確保を図ります。

《地域で共に支え合い、助け合う体制の充実》

- 地域の中で互いに支え合う体制づくりに向け、地域ごとの実情や住民のニーズを踏まえた支援を行うことができるよう、青森市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会をはじめ、地域団体や関係機関との連携による地域共助ネットワークの強化を図るとともに、地域住民が活動しやすい環境づくりを推進します。
- 民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会や社会福祉関係団体との連携を通じ、多様化及び複合化する課題を抱える世帯の状況に応じた各種支援を行うため、地域の身近な相談体制の充実を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
地域福祉サポーター登録数 青森市ボランティアポイント制度における地域福祉サポーターの登録者数	2,124人 (2017年度)	***
民生委員充足率 民生委員の定数に対する委嘱者数(充足率)	93.2% (2017年度)	***

4-4-2 生活困窮者の自立支援

生活困窮者の自立を促進します。

主な取組

《生活困窮者の自立支援》

- 生活に困窮しているかたに対する相談体制の充実を図り、各種制度の利用に関する助言や情報提供などを行い、安定した生活ができるよう支援します。
- 関係機関と連携し、生活保護に至る前の生活困窮者に対する就労支援や生活支援などを行い、自立支援策の強化を図ります。
- 生活保護受給者の就労を支援するため、青森公共職業安定所などの関係機関との連携を図るとともに、就労支援相談員によるきめ細かな支援を行います。
- 関係機関と連携し、人や組織との関わりが希薄なかたへの社会参加の促進などの支援を行い、日常生活や社会生活における自立の促進を図ります。

《生活保護の適正実施》

- 制度の周知徹底に努めるとともに、訪問活動により、生活保護受給世帯の生活実態を把握し、ケースに応じた適切な生活指導を行い、生活保護制度の適正な運用に努めます。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
生活困窮者の就労・増収率 自立相談支援窓口を利用し、就労支援対象者となったかたのうち就労又は増収したかたの割合	72.7% (2017年度)	***
生活保護廃止件数のうち自立件数 年間の生活保護廃止件数のうち就労などによる自立件数	191件 (2017年度)	***

6 かがやく街

6-2 快適な生活環境の確保

現状と課題

《適正な污水排除・処理の状況》

- 河川や海、かんがい用水路などの水質保全や生活環境の改善のため、適正な污水排除・処理が重要となっています。
- 老朽化した污水处理施設の機能を確保することが重要となっています。

《公害の状況》

- 公害については、関係法令及び公害防止条例に基づく規制、改善指導などによって全般的に改善されてきているものの、事業活動や市民生活に関連して発生する公害を未然に防止するため、事業者や市民などに対して自らが発生源とならないよう注意を促すことが重要となっています。

《食品衛生・生活衛生対策の状況》

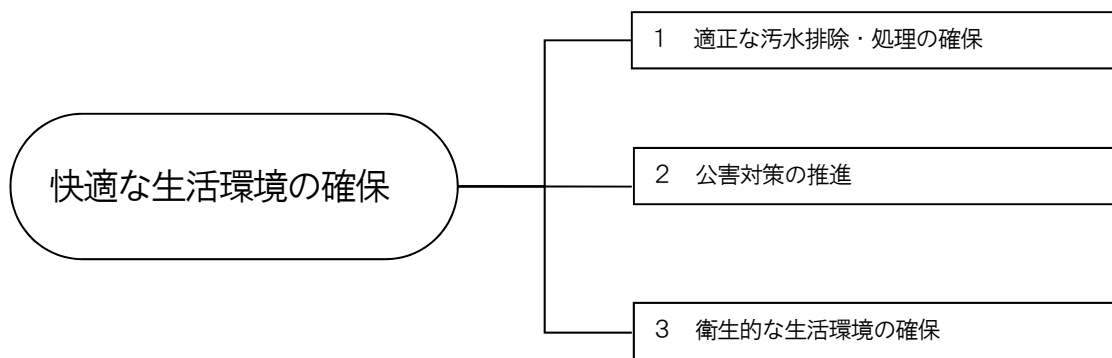
- 生活衛生施設の衛生環境や食品に対する信頼と安全性を確保することが重要となっています。
- 核家族化や少子高齢化の進展などにより、お墓への考え方が変化してきており、市民の墓地需要が多様化しています。
- 犬・猫の糞尿・鳴き声・放し飼い等、不適切な飼養に関する苦情や引取り相談が寄せられています。

基本方向

污水处理に係る水洗化の促進や下水道施設等の機能確保などにより、公共用水域の水質を保全し、衛生的な生活環境の確保を図ります。

また、環境基準の達成状況の調査や事業者への指導などの公害監視活動を継続するほか、食品衛生・生活衛生対策の推進、犬や猫をはじめとするペットへの愛護意識の高揚及び適正飼養の意識啓発を図ることなどにより、衛生的な生活環境の確保を図ります。

施策の体系



6-2-1 適正な汚水排除・処理の確保

汚水処理に係る水洗化の促進や下水道施設等の機能確保などにより、公共用水域の水質を保全し、衛生的な生活環境の確保を図ります。

主な取組

《汚水処理に係る水洗化の促進》

- 汚水処理施設について、費用対効果や地域特性などに応じた効果的・効率的な整備を進めます。
- 公共下水道などの整備予定のない地区において、住宅への合併処理浄化槽の設置に対する助成により設置を促進するとともに、設置された浄化槽の適正な維持管理を促進します。
- 公共下水道などの整備地区において、未だ水洗化がなされていない住宅や事業所に対し、普及啓発活動を通じて水洗化を促進します。

《下水道施設等の機能確保》

- 今後、老朽化した施設の増加が見込まれることから、既存施設の効果的・効率的な更新に努めるなどの適正・適切な維持管理を通じ、下水道施設等の機能保全を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
水洗化率 公共下水道・農業集落排水・合併処理 浄化槽で汚水を処理している年度末現 在の人口の割合	76.3% (2017年度)	***

6-2-2 公害対策の推進

生活環境の保全を図るため、環境基準の達成状況の調査や事業者への指導などの公害監視活動を継続するとともに、事業者や市民に対する意識啓発を進めます。

主な取組

《事業者や市民に対する意識啓発》

- 事業活動や市民生活に伴う騒音・悪臭・大気汚染などが苦情やトラブルにつながることや、公害の原因となることをわかりやすくお知らせすることを通じ、事業者や市民が自ら公害などの発生源とならないよう注意を促します。

《公害監視体制の充実》

- 水質汚濁、大気汚染、騒音、ダイオキシン類汚染、地盤沈下の公害の状況把握のため、定期的な調査を行います。
- 事業活動などに伴う騒音・悪臭・大気汚染などを適宜測定し、基準適合状況を踏まえた事業者への指導を行うなど適時適切な公害監視活動を進めます。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
環境基準達成率（大気・水質・騒音・ダイオキシン） 大気・水質・騒音・ダイオキシン各監視項目に係る環境基準の達成率	95.1% (2017年度)	***

6-2-3 衛生的な生活環境の確保

食品衛生対策や生活衛生対策を推進するとともに、犬や猫をはじめとするペットへの愛護意識の高揚を図ることなどにより、衛生的な生活環境を確保します。

主な取組

《食品衛生・生活衛生対策の推進》

- 食品や日常生活における衛生水準の向上に向けた情報を提供し、市民や事業者への注意を促すとともに、営業に関する審査・許可や、食品及び食品取扱施設、生活衛生施設などの監視・指導などを通じ、食中毒や感染症の発生防止に努めます。
- 市民や地域と連携し、アメリカシロヒトリ[※]やスズメバチなどの害虫対策についての支援や助言、飲用井戸の定期的な水質検査の勧奨など、生活環境の保全を図ります。

《市営霊園の適切な運営》

- 多様化する市民の墓地需要を踏まえ、承継を前提としない新たな形態のお墓の整備や墓地区画の確保・提供に努めます。

《動物愛護管理対策の推進》

- 青森県動物愛護センターと連携し、犬や猫をはじめとするペットの飼い主に対する啓発活動などにより、飼養する上で守るべきマナーやモラルの向上を図ります。
- 犬や猫の飼い主から引取りの相談や依頼などがあった場合は、ペットへの愛護意識を高め、適正飼養や終生飼養などの必要な助言・指導を行います。

※ [アメリカシロヒトリ] 樹木の葉を食害するガの一種。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
食中毒事件発生件数 原因となる食品や、施設が特定された食中毒の発生件数	1件 (2017年度)	***
犬・猫引取り数 飼い主がやむを得ない理由で飼えなくなった犬・猫や、所有者不明の犬・猫の引取りを拾得者から求められた場合に引取りをした頭数	178頭 (2017年度)	***